

令和6年度保育施設 入所申込みのしおり

令和6年度に保育施設の利用を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、お申込みください。

「現在保育施設を利用している方で継続または施設の変更を希望する方」、「今回新規で保育施設の利用を希望する方」ともに、同じ手続きです。

申込書類に不足があると受付できない場合がありますのでご注意ください。

<目次>

1. 基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～2ページ
2. 申込方法等について・・・・・・・・・・・・3～4ページ
3. 入所決定及び入所保留等について・・・・・・・・5ページ
4. 保育料（利用者負担額）について・・・・・・・・5ページ
5. 利用開始以降の手続き（支給認定変更申請）・・・・・・・・5ページ
6. よくある質問について・・・・・・・・・・・・6ページ
7. 村内保育所一覧・・・・・・・・・・・・・・7ページ

1. 基本事項

■保育施設とは

保育施設は、児童の保護者が就労等により家庭で児童を保育できない場合に0歳児から5歳児のお子さんを保護者に代わって保育する施設です。

■入所の対象となるお子さん

村内に住所があり、令和6年4月1日時点において小学校入学前の児童で、保育を必要とする事由に該当する場合があります。

なお、村外に住所がある方は、居住地市町村の保育所担当課にお問い合わせください。

■支給認定について

保育施設を利用するには、村から利用のための支給認定を受ける必要があります。

支給認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。なお、保育施設に入所する場合は2号認定もしくは3号認定のどちらかとなります。

認定区分	対象児童
1号認定（保育の必要のない幼児）	満3歳以上で幼稚園教育を希望される場合
2号認定（保育の必要な幼児）	満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合
3号認定（保育の必要な乳幼児）	満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合

■保育必要量について

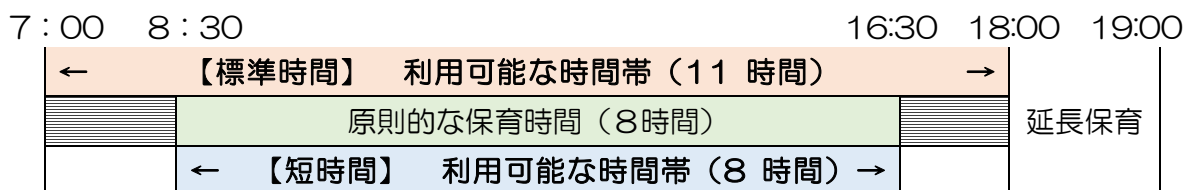
保育必要量については、父母それぞれの「保育を必要とする事由」により決定されます。

父または母のいずれかが、短時間に該当する場合は、短時間となります。

保育必要量	利用時間（※1）	利用時間（例）	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日あたり 最大11時間まで	7:00~18:00	就労（月120時間以上）、妊娠・出産、 疾病・障害、介護・看護、災害復旧、 就学、虐待・DV
保育短時間	1日あたり 最大8時間まで	9:00~17:00	就労（月48時間以上120時間未 満）、求職活動、育児休業

※1 施設が定める開所時間の範囲内で利用することができます。

例)



※18時以降の保育は延長保育となります。

■「短時間認定」の方は、特別な理由がない限り利用可能時間帯（8時間）を超えての利用はできません。

認定後に保育を必要とする事由が変更となった場合

変更となる月の前の月の10日までに保健福祉課（78-2913）へご連絡をお願いします。（急遽変更になった場合は、発生後すぐにご連絡ください）

■保育を必要とする事由ごとの保育の必要量及び入所可能期間について

保育を必要とする事由		保育必要量	入所可能期間
① 就労	父母いずれも月 120 時間以上の就労	標準時間	年度末まで
	父母いずれかが月 48 時間以上 120 時間未満の就労	短時間	
② 妊娠・出産	産前2か月、産後2か月	標準時間	産後 2 か月を経過する月末まで
③ 傷病・障がい	病気や心身の障がいなどを有しているため保育ができない場合	標準時間	年度末まで
④ 介護・看護	家庭で長期にわたる病人や心身の障がいのある者を介護または看護している場合	標準時間	年度末まで
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災などの災害復旧に当たっている場合	標準時間	年度末まで
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合	短時間	効力発生日から 90 日を経過する月末まで
⑦ 就学	就学（職業訓練など、就労につながる就学を含む）の場合	標準時間	修了予定日の月末まで
⑧ 虐待・DV	—	標準時間	年度末まで
⑨ 育児休業	育児休業取得時に、既に保育を利用している場合	短時間	育児休業終了日の月末まで
⑩ その他	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして村が認める事由に該当すること	標準時間	村が定める期間
		短時間	

※ 求職活動を理由に入所する場合の入所可能期間は最大で3か月です。保育施設の定員に空きがある場合は、再度、入所申込みをすることで継続して入所することが出来ます。ただし、保育施設の定員に空きがなく、入所の優先順位が高い方が同じ保育所に入所を希望している場合は、退所していただく場合があります。

※ 産休及び育休を取得中の場合は、原則、休業が明ける2週間前から入所可能です。

例) 産休及び育休が6月15日までの方 → 6月1日から入所が可能

産休及び育休が6月1日までの方 → 5月1日から入所が可能

■現況届について

現況届は、既に認定を受けている方が、引き続き保育を必要とする認定事由に該当していることの確認するために必要となります。現況届の様式は、支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書と兼ねており、必要書類については、通常の申込方法と同様の書類の提出となります。

2. 申込方法等について

■受付期間

- (1) 令和6年4月から入所希望の方・現在入所中の方
令和5年12月1日(金)～令和6年1月5日(金)

※上記期間後の申込については、令和5年3月8日(金)まで第2次受付分として申込みを受け付けます。ただし、1月5日(金)までに申し込んだ方の利用調整をした後の受付となりますので、出来るかぎり1月5日(金)までにお申し込みください。

- (2) 令和6年5月以降の入所希望の方
随時受付 ※ただし、利用開始月の前月の10日までに提出してください。
(10日が土日祝日の場合は直前の平日)

※令和6年5月以降の入所希望の方で、産休・育休を取得し、育児休暇期間終了後に保育所の入所を希望する場合は、事前に保健福祉課までご相談ください。

※随時申請の利用決定日は、各月20日頃になります。
※原則、入所は毎月1日です。

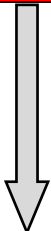
■受付場所

役場保健福祉課 ※土日祝日を除く(受付時間：午前8時30分～午後5時15分)
継続利用の場合、現在利用中の村内保育所への提出も可能です(村内保育所利用者のみ)。

■入所申込に必要な書類

- (1) 必ず必要な書類

書類名	部数等
<input type="checkbox"/> 支給認定申請書(現況届)兼施設利用申込書	児童1人につき1部
<input type="checkbox"/> 児童状況票	児童1人につき1部 ※継続して同じ施設に入所を希望する場合は、 <u>必要ありません。</u>
<input type="checkbox"/> 保育が必要であることを証明する書類 ※保育必要事由によって、下記のとおり必要書類が異なりますので、該当する <u>必要書類</u> を添付してください。	父、母 各1部 ※きょうだいで申し込む場合は、 <u>原本は1部で結構です。</u> 2人目以降の児童については、 <u>コピー</u> を添付して下さい。



保育必要事由	必要書類
<input type="checkbox"/> 就労	就労証明書・・・会社や自営業、農業・漁業に従事している方
<input type="checkbox"/> 妊娠・出産	母子手帳のコピー（表紙と出産予定日がわかる部分）
<input type="checkbox"/> 傷病	診断書等
<input type="checkbox"/> 障がい	障害者手帳のコピー（等級が分かる部分）
<input type="checkbox"/> 介護・看護	介護（看護）状況申告書、介護を受ける方の確認書類（※1）
<input type="checkbox"/> 災害復旧	り災証明書
<input type="checkbox"/> 求職活動	求職活動状況申告書、ハローワークカードのコピー
<input type="checkbox"/> 就学	在学証明書等
<input type="checkbox"/> 虐待・DV	公的機関から発行された証明書等
<input type="checkbox"/> 育児休業	就労証明書 または 辞令書のコピー ※必ず育児休業期間が記載してあることを確認してください

※1 要介護認定証のコピー、障害者手帳のコピー、診断書等

（2）状況に応じて必要な書類

<input type="checkbox"/> 同居する親族に障がい等の方がいる（※1）	障害者手帳等のコピー（等級が分かる部分）
<input type="checkbox"/> 生活保護を受給している	生活保護受給証明書
<input type="checkbox"/> 65歳未満の祖父母と同居しているが、就労等の理由で保育できない（※2）	社保の保険証のコピー、就労証明書等

※1 下記のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付がある方
- ・特別児童扶養手当、障害基礎年金の受給がある方

※2 該当する場合は、必要な書類を提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整の指数が変わります。

※様式は、役場保健福祉課で配付しているほか、村ホームページでもダウンロードが可能です。また、村内各保育所にも配置しておりますので、所長等にお声かけください。

※新規申込みの方と、前年度と違う保育施設に入所する方は、利用決定後に面接を行います。

【新規申込者】

- ①支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書
- ②児童状況票
- ③保育が必要であることを証明する書類
（例：父が就労、母が求職中）
 - ・就労証明書…1部（父）
 - ・求職活動状況申告書…1部（母）
 - ・ハローワークカードのコピー…1部（母）

【継続利用者】

- ①支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書
- ②保育が必要であることを証明する書類
（例：父・母が就労、同居の祖父母（65歳未満）が就労）
 - ・就労証明書…各1部（父・母）
 - ・就労証明書または社会保険証の写し…各1部（祖父母）

3. 入所決定及び入所保留等について

■利用調整（入所選考）の方法

提出していただいた書類に基づき、内容を指数化し、高い順に決定します。

■入所決定及び入所保留通知について

利用調整（入所選考）の結果、入所可能な方は【入所決定通知書】を、入所できない場合は【入所保留通知書】を対象者へ通知します。

■入所希望施設の記載に当たっての注意事項

第1希望しか記載がなく、選考の結果、入所できないこととなった場合は、他の施設の第1希望の施設に空きが出ない限り、入所保留（待機）となってしまいます。通勤ルート等を加味したうえで、できるかぎり第3希望まで記入してください。

4. 保育料（利用者負担額）について

村内に住所を有する乳幼児の保育料及び副食費は無料です。（村の子育て支援により補助します）

※広域入所の乳幼児も無料

5. 利用開始以降の手続き（支給認定変更申請）

No	事由	必要書類
1	家庭状況が変わった（婚姻・離婚等）	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届）
2	住所が変わった	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届）
3	転園したい	・届出書 ・支給認定申請書（現況届）兼施設利用申込書 ・児童状況票
4	休園したい（3ヶ月限度）	・届出書
5	退園したい	・届出書
6	就労した（就労先が変わった）	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・就労証明書
7	妊娠した	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・母子手帳のコピー（表紙と出産予定日が分かる部分）
8	育児休業を取得する	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ・就労証明書等（辞令書のコピーでも可）
9	退職した	・支給認定変更申請書（兼支給認定変更届） ※ 継続利用の場合は、保育の必要性が確認できる書類が必要です。

※ 申請用紙は、役場保健福祉課、村内各保育所にあります。

※ 支給認定内容等は、申請書の提出があった月の翌月から変更になります。

6. よくある質問について（参考）

質問内容	回答
きょうだいで申込む場合は、就労証明書等の添付書類はきょうだいの人数分必要ですか？	原本は1部 で結構です。2人目以降の児童については、コピーを添付して下さい。ただし、申込書や児童状況票は児童1人につき1部必要です。
村外の保育施設へ入所したいのですが、どうしたらよいですか？また、その場合の保育料はどうなりますか？	役場保健福祉課へお申込みください。 ただし、自治体によっては、申込み期限が本村と異なる場合がありますので、事前に各自治体へご確認ください。 村外の保育施設へ入所する場合でも、本村にお住まいの場合は、 保育料と副食費は無料 となります。
村外に住んでいますが、本村の保育所へ入所するにはどうしたら良いですか？	現在お住まいの自治体の保育所担当課へお申込みください。 お住まいの自治体から本村への協議を経て、利用決定となります。ただし、村内保育所の定員に空きがない場合は、利用できない場合があります。
求職中ですが、保育施設への申込はできますか？	できます。 ただし、入所期間は最大で3ヶ月となります。詳しくはP2をご覧ください。
支給認定と利用決定って何か違うのですか？	支給認定は、保護者が就労等で「 保育が必要である 」と認められた場合に認定されるもので、基本的には入所申請（支給認定申請）があり、「 保育が必要である 」と認められれば、支給認定決定となります。 ただし、支給認定決定となっても、入所希望の保育施設の定員に空きがない場合は、入所保留となり保育施設への入所はできません。

問い合わせ先


●野田村保健福祉課 福祉班 TEL 0194-78-2913


※施設利用申込みの書類は野田村ホームページからもダウンロードできます。


野田村ホームページ ⇒ 「健康・福祉・医療」 ⇒ 「児童福祉」

⇒ 「令和6年度保育所入所申込について」

村内保育所 一覧

	名 称	野田村保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字野田 15-22-5	
	電 話 番 号	0194-78-2162	
	利 用 定 員	90名	
	延 長 保 育	○	1回につき 150円
	一 時 預 かり	×	
開所時間	障がい児保育	○	※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時～午後6時 ○延長保育 午後6時～午後7時 ※地域子育て支援センターあり	給 食	■3歳以上…白ご飯持参 ■3歳未満…完全給食	
	食物アレルギー	○	※相談のうえ対応

	名 称	日向保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字野田 21-324	
	電 話 番 号	0194-78-3130	
	利 用 定 員	30名	
	延 長 保 育	×	
	一 時 預 かり	×	
開所時間	障がい児保育	○	※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時30分～午後6時	給 食	■3歳以上…白ご飯持参 ■3歳未満…完全給食	
	食物アレルギー	○	※相談のうえ対応

	名 称	玉川保育所（社会福祉法人野田村保育会）	
	住 所 地	九戸郡野田村大字玉川 5-86-1	
	電 話 番 号	0194-78-3192	
	利 用 定 員	20名	
	延 長 保 育	×	
	一 時 預 かり	×	
開所時間	障がい児保育	○	※詳しくはお問合せください
○月～土曜日 午前7時30分～午後6時	給 食	■3歳以上…白ご飯持参 ■3歳未満…完全給食	
	食物アレルギー	○	※相談のうえ対応

※その他、ご不明な点がございましたら役場保健福祉課（78-2913）又は各保育所までお問い合わせください。